

○ 西いぶり広域連合公平委員会設置条例

〔平成 12 年 3 月 28 日〕
条 例 第 9 号

(設置)

第 1 条 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の完全な実施を確保し、その目的を達成するため、同法第 7 条第 3 項の規定に基づき西いぶり広域連合公平委員会を設置する。

(委員)

第 2 条 公平委員会の委員は、非常勤とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。